

## 西洋介後援会 規約

第1条（名称・所在地）本会は、西洋介後援会と称し、主たる事務所を鹿児島市におく。

第2条（目的）本会は、西洋介を後援し、日本国及び鹿児島島の発展と国民生活の向上を図り、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）講演会、座談会等の開催
- （2）会報等の発刊及び配布
- （3）関係諸団体との連携
- （4）その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

1 本会は、第2条の目的に賛同し、書面等で入会申込をした者をもって会員とする。

2 会員は、諸法例を遵守し、他者への誹謗中傷ではなく、政策提言を目指さねばならない。

第5条（役員）会長 1名・幹事24名以内・会計責任者 1名・監事 1名の役員をおく。

第6条（役員を選出および任期）

1 役員は総会において選出する。

2 役員任期は4年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会長）

1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

3 会長は、本規則に違反した会員を退会させることができる。

第8条（経費）本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経費につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）本規約に定めなき事項については役員会で決定する。

附則 本規約は、平成28年9月1日より実施する。